

厚労省サーマルカメラ助成金概要

対応助成金：雇用・労働 働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)

支給対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、以下に該当する中小企業事業主（※）です。

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備すること

① (就労規則を改定すること)

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※) 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業となります。**どちらか満たせばいい**

支給対象となる取組

- 1 労務管理担当者に対する研修
- 2 労働者に対する研修、周知・啓発
- 3 外部専門家
- 4 就業規則等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取組
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- 9 テレワーク用通信機器の導入・更新
- 10 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

サーマルカメラの項目なし
サーマルタブレットの中にある

②顔認証出退勤の機能で申請する。

※お客様にも事前に承諾を頂く。

支給額

- 1 対象経費の合計額×補助率 3 / 4 (※)

- 2 1 企業当たりの上限額 (50万円)

(※) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で 6 から10を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4 / 5

期限

申請の受付は 2020年7月29日（水） まで（必着）です。

経済省サーマルカメラ補助金概要

①小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

対象事業者

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

対象項目

・類型A	サプライチェーンの毀損への対応	補助率	2/3
・類型B	非対面型ビジネスモデルへの転換	補助率	3/4
・類型C	テレワーク環境の整備	補助率	3/4

類型B 受付を無人化できるようなシステムの提案
例：双方向通話カメラとモニターの導入など

上記の補助金採択された事業者のみ対象の事業再開枠



30日以内

②事業再開枠の支援内容)

- ・補助率：**定額補助 (10/10)**
- ・補助上限：**50万円**（又は、総補助額の1/2まで）
- ・対象者：~~持続化補助金（特別枠・通常枠）、ものづくり補助金（特別枠）の採択者~~
- ・対象経費：業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策の経費
(例：消毒、マスク、清掃、間仕切り、換気設備等の費用)

→ **サーマルカメラが補助対象に含まれる**

締め切り

第3回：2020年 8月 7日（金） 第4回：2020年10月2日（金）

提出先：各管轄の商工会議所

事業再開枠を活用するために①の補助金を活用する